

第 1 回「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」議事要旨

主な意見（議事要旨）

（港区）

- 現行の地区計画の区域外になっている外苑前交差点を含む三角地を地区計画区域に加え、一体的なまちづくりを考えることが不可欠だと考えており、検討会で議論していただきたい。
- 歩行者や外苑前駅利用者の動線として複数のバリアフリールートが必要。
- 通行の安全性と商店街のにぎわいが両立するような計画を望む。
- まちづくりマスタープランにおける神宮外苑地区のみどりの拠点の位置付け、災害時の広域避難場所についても考慮してほしい。
- 今回の再編により、港区側にオープンスペース、緑地、広場がどう配置されるかが気になる。
- 大規模な地域のイベントが開催可能な場所を将来も確保できるのか懸念。
- いちよう並木沿道周辺は景観形成特別地区に指定されており、景観形成基準では、国道 246 号交差点から絵画館への眺望、並木の公園として心地よい歩道空間の確保に配慮、周辺建築物は、いちよう並木の上部から突出しない等となっている。
- 外苑前駅周辺の放置自転車の対策が喫緊の課題であり、区域内に自転車駐車場の整備が必要。

（新宿区）

- 神宮外苑地区の重点的な取り組みとして、風格ある都市の風致の維持を図ることとしており、既存の緑をできるだけ保全したい。
- 風致地区にふさわしい施設計画にしてほしい。
- 区道の新設・廃止が伴う場合は、新宿区と十分に協議してほしい。
- 公園まちづくり制度を活用する場合には、豊富なみどりと開かれた空間をできるだけ多く確保するとともに、地元への配慮、新宿区との協議を十分に行ってほしい。
- 聖徳記念絵画館を中心とした景観については、新宿区景観形成ガイドラインの眺望点でもある噴水広場といちよう並木からの眺めに十分に配慮してほしい。
- 毎年開催されている新宿シティハーフマラソンの実施に支障がないように工事中も含め配慮してほしい。

（渋谷区）

- 渋谷区の部分は、主要幹線道路沿道を除けば、ほとんどが住居系の土地利用が中心になっているということに配慮してほしい。

（伊藤委員）

- 東京都全体の公園計画における本都市計画公園の位置付けがあれば教えてほしい。
- 公園まちづくり制度を適用するのであれば、少なくとも都市計画公園として供用されて

いたら得られたであろう都民の便益を確保することが大事。

- まちづくりをどう考えるのかと、公園としてどう考えるのかの両方併せて考えないといけない。公園として考えた時に、現状はスポーツ施設が多いため、かなり閉じた印象。スポーツ施設という閉じられた場所と、誰でも自由に入れてスポーツの雰囲気を楽しめるような場所、あるいは、カフェのような施設を置くということと、誰でも自由に無料で過ごせるような場所をつくるということ。そういったバランスをどう考え、両立させていくかということが、公園あるいは公園に代わる場所においては重要。

(事務局)

- 内苑・外苑が大正時代にできた時は、都市計画的な位置付けではなく、国民の利用に供するスポーツや体育という目的で外苑が創建され、その後、都市計画公園をかけたという経緯もあり、外苑については東京都が事業化していくことは全く想定していないが、スポーツ施設の充実やにぎわいの創出を実現するために、公園まちづくり制度を活用し、できることがあるのではないかと。
- 公園まちづくり制度を活用しても、従前よりもみどりの空間としては、よりよくなることを目的に、そのあり方を検討できれば幸い。

(遠藤委員)

- 青山通り沿道は、公園エリアとは違う発展・成長の仕方をしている場所で、青山通りをどう考えるかが大事で、大きな論点。
- 例えばスタジアム通りとか、一つ一つの個性のある通り、実際に人が使うのは個々の通りであったり、居心地の良い場所であったりするわけで、そういうことが最終的には利用者にとって大事。
- 例えばスタジアム通りという単位でのまちづくりの指針を示せるのかということも大事。
- b区域はかなり大きいので、このエリアは通りの個性を考える。公園のこのエリアは、公園の中の位置付けを考えるとというように、小分けにして考えていくためのエリアの特徴の整理が大事。

(事務局)

- 本地区は、地区計画区域では約64ha、b区域でも約17haある大きな地区であり、場所ごとにあるべき姿も変わってくる。にぎわいで言えば、場所によってあるべきにぎわいと、その度合いなども違って来るであろう。
- 場所ごとに導入すべき機能やゾーニングのようなことも含めて今後整理していく必要がある。

(建設局)

- 昨今は、都市公園の中でも色々なにぎわい施設を設けるなど、制度的なことが変わりつつあり、より柔軟な活用を進めようという方向。
- 今まで都市公園の単体でしか考えられなかったものも、地域まちづくりとの連携のような形で考えていくという発想としても本検討は大事。
- 都市公園自体は、誰でも入れる公的な空間であるが、にぎわい施設等を置くことで閉じ

られた空間につくらざるを得ない部分もある。その辺りが悩ましい。

- 公園の機能として、生態系の部分、防災、景観、レクリエーション等いろいろある機能をいかにバランスしていくか、公園の機能を維持しながら、より使ってもらえるように、こういう機能を付加するというような位置付けで取り組んでいる。

(都市整備局)

- 公園まちづくり制度は、相当の規制緩和をしていく制度のため、それに見合った地域貢献、公共貢献を事業者の計画に求めていく。よりよい計画とするための条件を厳しく議論したい。
- 今回の検討会は、すでに定められている神宮外苑地区地区計画の目標の実現に向けてどうしていくかを議論する場であり、地区外をどうするかは検討対象とは考えていない。三角地でまちづくりの動向があるのであれば、b区域で配慮すべきことの有無を議論することは必要と考えるが、三角地自体をどうするかということは、想定していないため、ご理解いただきたい。課題としての認識はあるため、区域内で何かという観点の意見であればお願いしたい。

(下村座長)

- アウトプットの考え方として、大きくは、空間のイメージと制度の進め方の2つある。空間的な側面でどういう方向に持っていけば良いかをどう提示するかということと、公園まちづくり制度をどういう活用の仕方をすればよいのか。
- 空間のイメージが2段階になっている。当面はb区域を明確にしていかなければならないが、まちづくりの方向という点では、絵画館前のエリアなども含めて方向を考えていかなければならない。b区域のエリア分けの問題もとても重要。
- どういうアウトプットの仕方をすれば、この空間をより良いスペースとして位置付けていけるか、いろいろなアイデアを出してもらえるとありがたい。
- 検討会だけでなく、委員には事務局とのいろいろな意見交換をしてもらい、この成果が十分活用できるものにしたい。

以上